

行政事業レビューシート					(総務省)	
予算事業名	通信・放送融合サービス基盤となる電気通信システム開発の総合的支援		事業開始年度	平成13年度	作成責任者	
担当部局庁	情報流通行政局		担当課室	地上放送課	吉田 博史 課長	
会計区分	一般会計		上位政策	ユビキタスネットワーク整備費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律 第1条、第4条		関係する計画、通知等	通信・放送融合技術の開発の促進に関する基本的な方針 一部改正 平成16年総務省告示第412号		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	通信・放送融合技術を用いて提供される電気通信の役務の普及を図り、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与するため、通信・放送融合技術の開発を行う者に対する助成金を交付すること及び通信・放送融合技術の開発に必要な電気通信システムを整備して当該技術の開発を行う者の共用に供することを目的として支援業務を行う。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①通信・放送融合技術開発促進助成金 通信・放送融合技術の開発を行う者に対して、予算の範囲内で必要な助成措置を講ずることにより、通信・放送融合技術を用いて提供される電気通信の役務の普及を図る。 ②通信・放送融合技術開発テストベッドセンター 「通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律」第2条第2項に規定する通信・放送融合技術開発システムを整備し、通信・放送融合技術の開発を行う者の共用に供する。					
実施状況	①通信・放送融合技術開発促進助成金 通信・放送融合技術の開発を行う者に対して、制度創設(平成13年度)以来、多くの要望が寄せられ、コンテンツの流通の円滑化や共有データベースの構築等を中心とした研究開発が進められ成果をあげてきた。本年度、2件(32百万)採択。なお、助成金は、助成対象経費の2分の1相当額あるいは3千万円のいずれか低い額を助成。 ②通信・放送融合技術開発テストベッドセンター 通信・放送融合技術の開発を行う企業等に広く公開され、通信・放送融合技術の有効性に関する評価・検証等に利用された。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	276	80	43	0	0
	執行額	243	68	43		
	執行率	88%	85%	98%		
	総事業費(執行ベース)	449	127	87		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	①助成金については、技術開発の目的、技術開発の内容、技術開発適合性等について外部有識者による評価委員会 で評価を行い、採択候補を決定する。また、研究開発終了後、評価委員会による事後評価を実施。 なお、助成事業者からの実績報告書等により経理状況を審査し助成金を支払う。 ②研究開発の効果を高め、研究成果を社会へ還元することを目指すため、情報通信研究機構において、研究開発終了後、成果の還元状況等について調査を実施し、一定の成果を確認。				
	見直しの余地	①テストベッドセンターについては、ワンセグ放送の通信連携(インターネット活用)サービスを用いた、公共利用やビジネスモデル創出等、所定の成果が得られ、役割を終えたことから平成20年度で運用を停止し、本年度撤去した。 ②助成金については、昨年4月に財務省執行調査の結果、助成金自体の採択件数が減少にあることから、廃止を含めて検討すべきとされた。見直しの検討を行った結果、助成業務については、助成された研究開発の事業化率は6割となっており、成果は認められるものの助成業務自体は縮小傾向にあり、国の関与度合いが小さくなっていることから21年度をもって廃止することとした。				
予算・監視・所見率	廃止 (21年度で廃止)					
補記						

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

総務省
43百万円

通信・放送融合技術の開発を行う者に対する助成金を交付すること及び通信・放送融合技術の開発に必要な電気通信システムを整備して当該技術の開発を行う者の共用に供することを目的として支援業務を行う。

【補助金】

A.独立行政法人情報通信研究機構
43百万円

- ①通信・放送融合技術の開発を行う者に対する助成金を交付
- ②通信・放送融合技術の開発に必要な電気通信システムを整備して当該技術の開発を行う者の共用に供する

【助成金】

通信・放送融合技術の開発を行う者
34百万円

助成対象経費の額の2分の1に相当する額を限度とし、3,000万円以内を
目途。

※通信放送融合技術とは、インターネットを利用する電気通信の送信の役務及びデジタル信号による送信をする放送(公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信又は、有線電気通信の送信をいう。)の役務を合わせて利用することができるようにするための基盤となる通信・放送技

【公募(応募8件)2件採択】

【整備】

通信・放送融合技術開発システム
9百万円

※「通信・放送融合技術開発システム」とは、通信・放送融合技術の開発に必要な相当の規模の電気通信システム(電気通信設備の集合体であって、電気通信の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。)及びこれに係るプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)であって、通信・放送融合技術の開発を行う者の共用に供されるものをいう。

【入札(応札者2社)・落札率50%】

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロック
 ごとに最大の金
 額が支出されて
 いる者について
 記載する。使途
 と費目の双方で
 実情が分かるよ
 うに記載)

A.			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
助成金	アイベックステクノロジー(株) 沖電気工業(株)	32			
事務経費	謝金・旅費・通信費・会議費等	2			
閉所費用	撤去・運搬処分・現状回復	7			
賃借経費	借料・光熱費等	2			
その他	固定資産税等	1			
計		43	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
設備費	機器装置等購入費	7			
労務費	労務費	45			
計		52	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
閉所費用	設備撤去費	2			
閉所費用	運搬処分費	1			
閉所費用	現状回復工事費	4			
計		7	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

情報通信技術開発支援事業

通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律の概要

○「通信・放送融合技術」の定義（第2条第1号）

「通信・放送融合技術」とは、インターネットを利用する電気通信の送信の役務及びデジタル信号による送信をする放送の役務を合わせて利用することができるようにするための基盤となる通信・放送技術をいう。

○独立行政法人情報通信研究機構の行う業務（第4条）

機構は、この法律の目的を達成するため、基本方針に従って、次の業務を行う。

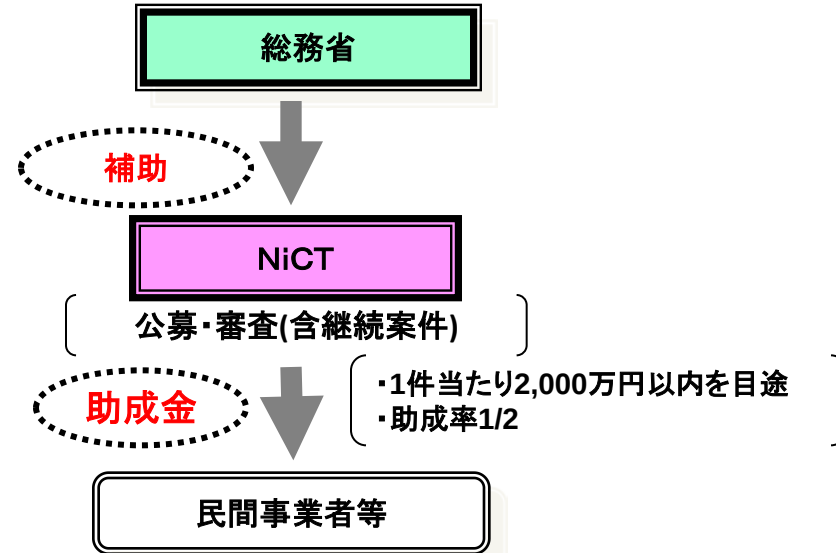
一 通信・放送融合技術の開発を行う者に対する助成金を交付すること。

二 通信・放送融合技術開発システムを整備し、通信・放送融合技術の

開発を行う者の共用に供すること。

三 前二号に掲げる業務に附随する業務を行うこと。

1. 助成金



2. 通信・放送融合技術開発システム整備

- 大阪通信・放送融合技術開発テストベッドセンターは、通信・放送融合技術の開発を加速・促進し、通信・放送融合サービスの開発・普及を図ることを目的として、独立行政法人情報通信研究機構が整備・運営する共同利用施設
- 通信・放送融合技術の開発を行う企業等に広く公開され、通信・放送融合技術の有効性に関する評価・検証等に利用
- ワンセグ放送の通信連携(インターネット活用)サービスを用いた、公共利用やビジネスモデル創出等、所定の成果が得られ、役割を終えたことから、平成20年度中に大阪テストベッドセンターの運営を廃止